

東本郷小学校 第1回 学校運営協議会報告

◇開催日時 令和4年6月18日(土)9:30~11:15 ~授業参観(30分)を含む~

◇開催場所 東本郷小学校 図書室

◇出席者 学校運営協議会委員9名 及び 事務局教職員 3名

◇協議会の内容

1 会長 あいさつ

- ・対面で開催できたことを嬉しく思う。各教室で子どもたちの学習に向かう前向きな姿勢が見られた。先生方が工夫した授業を展開しているので、子どもたちが集中していた。

2 校長 あいさつ

- ・本校の子どもたちは自ら伸びようとする芽を持っている。教職員が子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合い、心に寄り添った教育を実践していくことで、その芽をさらに伸ばしている。本日は、学校運営の基本方針についてご承認いただき、ともに子どもたちを見守り、支えてもらいたい。

3 委嘱状の交付

4 協議会委員 自己紹介

- ・授業を参観しての感想、子どもたちの学ぶ姿を紹介

5 役員の委嘱 副会長、書記の選出

6 協議(●委員からの意見 ○学校からの意見)

- 学校運営協議会では、学校から発信、紹介、説明される教育活動や学校運営に関する情報をもとに、学校教育の充実に向けて委員の皆様と語り合い、考え合う「熟議」の場をつくります。
- 東本郷小学校が、今年度何を目指し、何を大切にし、どのように重点的な取組を実践し、学校づくりを進めていくのか、について理解を深め合い、共に考え合い、協働・実践を目指します。

① 会則の一部改正について → 承認

- 「目的」第2条の修正 「横浜教育ビジョン2030」で示す内容に更新
- 「評価」第5条の新設 「学校運営協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする」
- 「情報共有」第6条の新設「学校運営協議会は、学校運営への必要な援に関する協議結果の情報を積極的に提供する」

② 年間活動計画について → 承認

- 本日の協議会を含め、年間4回を開催予定(開催日時と内容も資料で提示)
- 第2回の協議会では、本校の教職員とテーマ別意見交換を行う。第3回の協議会では評価項目について検討し、第4回の協議会で一年間の取組について外部評価をお願いしたい。
- 年間開催予定日、時刻が前もって周知されていると参加しやすい。
- 教職員とグループを作ってコミュニケーションを取ることは大事。さまざまなテーマについて共に考えていきたい。

③ 新たな中期学校経営方針について→ 承認

- 学校教育目標で目指す力を「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱で整理し、7つの資質・能力で示すことにした。子どもたちに自分の力で人生を切り拓き、他者とよりよい関係をつくって解決していく、そうした力を目指していく。
- 「教育課程全体で育成を目指す資質・能力」を設定し、子どもたちの育ちの実現状況をつかむためのキーワードを「とらえる力」「伝える力」「かかわる力」「挑戦し、やり遂げる力」とした。これらのキーワードを視点として子どもの姿（育ちの状況）を発達段階に応じて評価し、教科指導や学級経営とのつながりを意識しながら教育活動を進めていく。
- 3年間で「目指す子どもの姿」の方向性を委員のみなさまと共有し、ともに実現に向かいたい。

- 子どもが、自ら「問い」を見出し、課題解決のために主体的に学び、互いの考えをつなぐ学習を通して見方・考え方を広げ、学ぶ楽しさややり遂げる喜びを実感している。
- 多様な価値観や背景をもつ集団のなかで、互いの考えや意見を認め合いながら学校生活上の問題、まちや社会の課題を解決していくことで自分自身を成長させている。

- 未来をつくる子どもたちには、課題のないところから課題を見つけるためのクリエイティブな思考が必要。子どもたちに想像する力を育成してほしい。日々の学習のなかでどうして「対話」を入れるのか。それは、自分一人で新しいものを創造（想像）するのは難しいが、2人以上で集まり、他者との交流の中で学ぶことで新しい発想が生まれ、新しいものが作られていく。先が見えない時代だからこそ、創造力（想像力）を培いたい。
- 中期学校経営方針にある重点取組分野1～9とそのための具体的取組を紹介。
- 重点取組分野5「いじめへの対応」に注目したい。城郷中学校ブロックでは、専任と主任児童委員とで毎月会合を持ち、地域の情報や子どもの育ちについて協議している。もう20年以上にわたってこの取組を続けている。学校運営協議会においては、いじめに特化して有識者の枠として弁護士を委員に加えている。困難な事案があった場合は、早期解決に向け、いつでも相談に応じる体制を作っている。
- 重点取組分野2・5「豊かな心を育てる」「いじめへの対応」では、みどり養護学校との連携・協働が記されている。コロナ禍の影響で交流そのものの機会が減ってしまった。以前は教育相談コーディネーターが障害児教育にかかわる授業をしたこともあった。今後も、時代に即した方法で交流を実施していきたい。
- 東本郷小学校では、これまで4年生が「総合的な学習の時間」で「みどり養護学校との交流」をテーマに学習を計画し、実践している。コロナの状況を踏まえ、交流の機会を検討していきたい。
- 新たな中期学校経営方針についてご承認をいただいた。「OK」という意味ではなく、「Let's～」という考えで、それぞれのお立場で、期待される役割を理解していただいて、ともに学校づくりをしていきたい。

7 意見交換 テーマ「子どもの人権」について

●子どもの人権を守ろうということで、横浜市では、この4月からこども青少年局に「こどもの権利擁護課」を新設し、虐待や体罰等から子どもを守る体制を強化している。児童相談所や児童養護施設との体制強化を図り、助けを必要としている子どもを支援している。「いやなことをされたら、いやって言っていいんだよ。」と大人だけでなく、子どもたちにも教えてあげたい。東本郷地区は、ボランティア精神が昔から盛んで、様々な活動を立ち上げてきた。今回は、東本郷地区民生児童委員協議会・子ども子育て支援委員会の共催で「朝ごはんを食べる会」を7月から開催する。東本郷小学校の家庭に周知したい。



○学校ホームページに「学校運営協議会」のメニューを作ったので、そちらにアップロードしたい。必要に応じて、ホームページのURLをメール配信で伝えることも考えている。

●配慮を必要とする子どもの対応に、悩みを抱えているご家庭もある。一人ひとりの発達段階に合わせて、家庭・学校・地域等が連携し、ともに考えていく体制を整えていきたい。

●いじめやコミュニケーション不足が起こる前に、どう対応するか。お互いの思いを知ることは難しいが、定期的なアンケートなどから、丁寧にやりとりしていくことが大切ではないか。

●子どもの人権を守る取組として、みどり養護学校では、地域向けの公開研修会を開催する予定。

●子どもの人権に加え、地域では高齢化が課題となっている。認知症の方が、東本郷小の子どもから助けてもらったという話も聞こえている。認知症の人権について考える機会も大切にしたい。

8 その他

・令和4年度の配当予算執行計画を示した。学校ホームページでも公表している。

◇会議資料

- ・学校運営協議会 冊子
- ・朝ごはんを食べる会のちらし
(学校ホームページに掲載中)

東本郷小学校 学校運営協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は、東本郷小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン 2030」で示す「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指す学校運営の実現や、一人一人の子どもが、「ふるさと ひがほん」の担い手として持続可能なよりよい地域社会を実現することを自分ごととしてとらえ、そのために必要な力の育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

(組 織)

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

(会 議)

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、会議に出席し、意見を述べることができるほか、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(評 価)

第5条 学校運営協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(情報提供)

第6条 学校運営協議会は、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、学校運営への必要な支援に関する協議の結果の情報を積極的に提供する。

(附 則) この会則は、平成24年10月1日から施行する。

(附 則) この会則は、令和4年6月18日から改正する。